

確定申告のお知らせ

● 所得税の確定申告期限は3月15日(火)まで復興特別所得税の記載もれに注意してください

● 確定申告書の送付については、香椎税務署 ☎092(661)1031へ問い合わせを

● 香椎税務署 市役所

申告用紙の入手場所

申告会場	日程	時間	備考
香椎税務署 ☎092(661)1031	2月12日(金)～3月15日(火) *土・日曜日を除く。ただし、2月21日(日)、2月28日(日)は開庁	9:00～16:00	▽還付申告は1月から受付可 ▽駐車場は利用不可 ▽国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」に関する情報は、作成コーナーヘルプデスク ☎0570(01)5901に問い合わせか HP http://www.nta.go.jp/ で確認を
還付申告センター (1オンモール福津) (2階イオンホール)	2月2日(火)～同9日(火) *土・日曜日を除く	9:30～11:00 13:00～15:30	受付人数は、1日先着300人 詳細は9ページを参照
市役所臨時申告相談会場 (北館1階103会議室)	2月16日(火)～3月15日(火) *土・日曜日を除く	9:00～15:00 *11:30～13:30は受付税理士等が交代で昼休憩を取りますので、待ち時間が長くなります	▽営業所得、農業所得、不動産所得、雑損控除を申告する場合は、2月25日(木)、同26日(金)、同29日(月)、3月1日(火) 9:30～15:00 *受付人数に制限あり(1日先着120人) *通常の申告相談も受け付けていますが、混雑が予想されます ▽市役所で受け付けできないもの 譲渡所得(土地・建物、株式など)、 住宅借入金等特別控除、先物取引

▽ 税務課 本館1階11番窓口 / 1月25日(月)～2月15日(月)
▽ 北館1階・103会議室 / 2月16日(火)～3月15日(火)

● 各コミセン、大島行政センター / 1月下旬～
* 種類、枚数に制限あり
* 申告会場で申告書を完成させる人は、事前に用紙を入手しておく必要はありません

ふるさと納税 ワンストップ 特例の無効に 注意

次のいずれかに該当する人はワンストップ特例が受けられません。
▽ 確定申告をした場合
▽ 個人住民税の申告をした場合
▽ 寄付先が5自治体を超えた場合
▽ 住所などの変更後に変更届出書を提出していない場合

● 問い合わせ先
確定申告のお知らせについて(ふるさと納税を除く)
香椎税務署
☎092(661)1031
ふるさと納税について
税務課市民税係
☎(36)7350

市県民税申告のお知らせ

● 市県民税の申告は3月15日(火)まで
各コミセンでは、確定申告の受付は実施していません

● 1月下旬～
大島行政センター / 1月下旬～
* 前年に市県民税申告をした人には、市から市県民税申告用紙を送付します

申告用紙の入手場所

● 市役所
本館1階11番窓口市民税係窓口 / 1月25日(月)～2月15日(月)
北館1階・103会議室 / 2月16日(火)～3月15日(火)
各コミセン / 3月15日(火)

● 市役所
92 / 税務課市民税係あて(住所不要)へ
* 駐車場が混雑します。
公共交通機関の利用を
問い合わせ先
税務課市民税係
☎(36)7350

申告会場	日程	時間
自由ヶ丘コミセン	1月28日(木)	9:00～11:30
大島ふれあいセンター	2月2日(火)	10:30～12:00 / 13:00～15:00
南郷コミセン	2月3日(水)	9:00～11:30
吉武コミセン	2月4日(木)	9:00～11:30
赤間コミセン	2月5日(金)	9:00～11:30
赤間西コミセン	2月8日(月)	9:00～11:30
玄海コミセン	2月9日(火)	9:00～11:30
市役所北館1階・103会議室	2月16日(火)～3月15日(火)	9:00～15:00 *11:30～13:30は受付税理士等が交代で昼休憩を取りますので、待ち時間が長くなります

確定申告前に 高額療養費の手続きを

領収書を提出する前に

高額療養費の申請には、医療機関の領収書原簿が、医療費控除の対象にならないため、高額療養費を差し引いた金額で申告のやり直し(修正申告)が必要で(図1参照)。

例年、確定申告時に医療費控除の資料として領収書を提出してしまい、高額療養費の申請ができなくなる場合が多く見られます。この場合、領収書を税務署から返却してもらるか、医療機関で支払証明書(通常有料)を発行してもらうこととなります。また、高額療養費として戻った金額は、医療費控除の対象にならないため、高額療養費を差し引いた金額で申告のやり直し(修正申告)が必要で(図1参照)。

高額療養費 申請の通知

● 高額療養費の支給申請に必要な物
▽ 医療機関の領収書原本か支払証明書(診療月分)
▽ 振込先の口座情報
▽ 国民健康保険証
▽ 印鑑(認印)
▽ 届出者の本人確認書類
* 社会保険などに加入している人は、それぞれの保険者へ問い合わせを

● 問い合わせ先
国民健康保険課
国民健康保険係
☎(36)1363

【図1】 申告後に高額療養費の申請をすると



● 高額療養費は、該当する月ごとに申請が必要で、市では、国民健康保険の高額療養費に該当する未申請者に、「高額療養費支給申請のお知らせ」を診療月の約3カ月後に通知しています(支給予定額3000円以上の世帯が対象)。前年の11月受診分は2月下旬に、12月受診分は3月下旬に通知するため、確定申告の手続き後に通知が届くことになりかねません。医療費控除を申請する場合は、支払った医療費が1カ月の限度額を超えていないかを事前に確認してください。世帯の限度額は、市HP <http://www.city.munakata.go.jp/>「健康・保険・福祉・子育て」→「年金・医療・介護」→「国民健康保険」→「医療費が高額になったとき」→「高額療養費制度のしくみ」で確認できます。

* 通知が届いたら、速やかに申請してください。高額療養費の申請期間は、医療機関で受診してから2年以内です



【おわびと訂正】 広報紙1月1日号4ページ「市県民税の申告」の中で誤りがありました。おわびして訂正します。お問い合わせ先 税務課市民税係 ☎(36)7350